

褥瘡対策のための指針

社会福祉法人 陽光

(主 旨)

第1条 施設における褥瘡発生予防に関する基本的考え方

当施設では、法人理念にのっとり、「良質な介護の提供」「最新の知識・技術の習得」に努め、利用者の尊厳と主体性を尊重し、褥瘡に関する基礎的知識を持ち、多職種協働のもと、質の高いサービスの提供を目指して、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行い、日常的なケアにおいて褥瘡発生の予防について配慮し、この指針に従い、褥瘡発生防止に対する体制を確立し、褥瘡が発生しにくい、適切な介護を目指します。

(委員会組織について)

第2条 褥瘡防止対策のための委員会に関する基本方針

利用者の褥瘡発生予防に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療、及びケア提供を適切に行うことを目的とした体制の確立のため、「NST・給食委員会」を審議機関として設置する。各委員会の役割、構成については以下の通りとする。
なお委員会は、各事業所より幅広い職種により構成する。

(1) 委員会での審議事項

- ①褥瘡予防及び発生時に向けた対応の検討
- ②マニュアル、様式等の見直し及び追加
- ③適切な福祉用具の選定
- ④状態の把握及び早期治癒へ向ける為の周知徹底

(2) 各職種の役割

1. 介護職員・・・きめ細やかなケアと衛生管理に努める、ケア計画に基づく排泄、入浴清潔保持、個々に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫、褥瘡の状態観察と記録、苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション、環境整備、家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応、報告。
褥瘡ケア計画に基づくチームケア
2. 看護職員（褥瘡予防対策担当者）・・・医師の指示受領、医師・協力医療機関との連携
処置への対応、多職種協働して褥瘡発生予防の
計画立案、職員への指導
3. 医師・・・定期的な診察・処置方法の指示。各協力病院との連携を図る
4. 管理栄養士・・・審議機関においての責任者、褥瘡の状態把握と栄養管理、栄養ケア

マ

ネジメントにおける状態の把握と利用者の管理、食事摂取低下に伴う
栄養保持の工夫、多職種との連携、職員への指導食事管理指導、食事
形態の工夫

4. 施設長・・・褥瘡発生予防の総括管理、外部専門機関との連絡調整
4. その他、施設長が任命するもの

(3) 委員会の開催

定期的に1ヵ月に1回開催する。又、褥瘡発生時・悪化時等必要な場合は、臨時委員会

を開催する。

(職員研修について)

第3条 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

褥瘡発生予防に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、研修会等を定期的実施し、職員の教育に努める。また外部の研修会にも積極的に参加し、最新の知識・技術の習得に努める。

- ①定期的な教育・研修（年1回）の実施
- ②その他必要な教育・研修の実施

(平常時の対応)

第4条 褥瘡発生予防に向けての基本指針

- (1) 褥瘡発生予防と早期対応のため、NST・給食委員会にて審議する。
- (2) 褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価を行う。
- (3) 多職種協働によるチームケアの推進
各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。
- (4) 褥瘡予防計画に則り、別に定めるマニュアルに従って、日常的なケアにおいて褥瘡予防の
実践に努める。

(閲覧)

第5条 利用者、その家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者及び利用者家族等の求めに応じて、いつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページに公表し、いつでも利用者及び利用者家族等が閲覧できるようにする。

(その他)

第6条 その他 褥瘡発生予防推進のために必要な基本方針

褥瘡対策マニュアルは最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。

(附則)

- 1 この指針は、平成30年4月1日より施行する。